

宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 平成31年4月16日(火) 午後6時00分 開議

場 所 宇治市役所 501会議室

会 議 日 程

- 日程第1** 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期について
日程第3 報告
日程第4 報告第4号 専決事項の報告について
日程第5 報告第5号 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程の報告について

会議に付した事項 会議日程に同じ

出席者

教 育 長 岸 本 文 子
(教育委員)

教育長職務代理者 加 賀 爪 毅
委 員 金 丸 公 一
委 員 中 筋 斉 子
委 員 小 山 栄 子

(出席職員職氏名)

部 長	伊 賀 和 彦	副 部 長	上 道 貴 志
教育支援センター長	市 橋 公 也	教育総務課課長	栗 田 益 典
生涯学習課課長	久 泉 昭 人	学校教育課課長	吉 田 秀 平
教育支援課課長	福 山 誠 一	源氏物語ミュージアム館長兼歴史資料館長	西 澤 久 美 子
教育総務課副課長	吉 川 貴 之	学校教育課副課長	渡 邊 和 孝
学校教育課総括指導主事	石 田 京 美	生涯学習課副課長	宮 本 義 典
歴史資料館主幹	小 嶋 正 亮		

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長	加 藤 冬 子	教育総務課主事	奥 田 峻 也
-------------	---------	---------	---------

開 会 (午後6時00分)

○**開会宣言** 教育長が4月教育委員会定例会議の開会を宣言する。

○**日程第1** 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、中筋委員を指名する。

○**日程第2** 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

○**日程第3** 報告

- (1) 平成30年度宇治市総合野外活動センターの利用者数について
- (2) 平成31年度の小中一貫教育の取組について
- (3) 平成30年度宇治市源氏物語ミュージアム入館者数等について
- (4) 平成31年度歴史資料館の普及事業について
- (5) 平成30年度情報公開の状況について
- (6) 陳情について
- (7) 宇治市教育委員会後援事業について

以上7件を報告する。

[説 明]

(1) 平成30年度宇治市総合野外活動センターの利用者数について

平成30年度の利用者数は合計98,343人で、前年度と比べて、3,180人の減少となり、2年連続の減少となった。利用者数の減少については、6月の地震、夏場の記録的猛暑、9月の天候不順などが主な要因と考えられる。また、グラウンド・ゴルフ場の利用者数は、合計5,663人で、前年度より626人の増加となった。

(2) 平成31年度小中一貫教育の取組について

昨年度から、「系統的・継続的な学習指導・生徒指導の充実」を第一項目に掲げ、各中学校ブロックのジョイントプランに基づき、取り組みを進めてきた。これまでに積み上げられた組織体制は一定確立され、さらに積極的な推進体制の構築を進めている。

今年度は全ての中学校ブロックにラーニングコーディネーターを配置し、宇治市の教育課題である「学力の向上」を実現するために、ラーニングコーディネーターが要となって系統的・継続的な学習指導を進めていく。生徒指導においては、あらゆる角度から児童生徒理解を基盤に9年間を見通した確かな情報の共有を行い、組織的且つ継続的な指導を行

う。

この度、「宇治学」の副読本が小学校第3学年から中学校第3学年までと、「指導の手引き」及び「ワークシート」が完成し、配付した。各中学校ブロックでは7年間を見通したカリキュラムを作成し、副読本を活用した学習を実施するとともに、引き続き副読本の改定作業を行う予定である。

家庭や地域社会に見える取り組みとして、各学校のホームページ等を通じてタイムリーな情報発信の工夫を図る。また、児童生徒が主体的に家庭学習に取り組める環境を学校と家庭が連携し、進めていきたいと考えている。

中学校ブロックの推進体制は一定確立されてきた。本年度については、これまでに積み上げられた組織体制を継承しながら、ラーニングコーディネーターを要とし、各学校の教職員の協働により、小中一貫教育のさらなる推進を図っていく。

[質 疑]

[委 員] 宇治学の副読本の改訂時期は決まっているのか。

[事務局] 作成当初より、順次見直しを行っている。今年度については、小学校6年生の副読本、来年度以降はそれぞれ小学校・中学校1学年ごとに順次改訂していく予定をしている。

[意 見]

[委 員] 課題である学力向上について、校長会と連携した取り組みを進めるということで非常に期待しており、家庭や地域との連携、見える取り組みは家庭や地域だけでなく、学校の中でもその取り組みが見える形で前進すれば良いと思っている。

(3) 平成30年度宇治市源氏物語ミュージアム入館者数等について

平成30年度の有料ゾーン入館者数は80,572人で、前年度に比べ減少している。減少の要因は、リニューアル実施にあたり7月17日から9月13日までの約2カ月間休館したことやリニューアル直後は台風21号で関西国際空港の閉鎖により、宇治市に来る訪日外国人観光客が激減したこと、9月の台風24号で臨時休館したことが大きく影響していると考えられる。そのような影響がありつつも、リニューアル後の有料ゾーン入館者数は前年度同時期に比べ約1割増で、無料ゾーンのみ利用の入館者数を加えると97,139人、平成10年11月開館からの累計は2,246,650人となった。

リニューアル後に、体験型の展示資料を充実したことにより、入館者の滞在時間が延びている他、無料ゾーンのみを利用される入館者が増加している。また、多言語対応を充実し、環境整備を進めたことや、訪日外国人観光客向けのインバウンドメディアを使った広報により、訪日外国人観光客の入館が増加している。

4月からはオリジナルアニメの上映を開始した。さらに、平成31年度の事業案内リーフレットに記載の通り、夏休みには新作アニメ完成記念特別企画展を開催。さらなる入館者の

獲得を目指していく。事業案内リーフレットについては、当館をはじめ、全国の博物館施設や観光施設、旅行会社等エージェント、市内公共施設や広告を掲載していただいている事業所等に設置し、周知に努める。

(4) 平成31年度歴史資料館の普及事業について

展覧会は、宇治の歴史に関する調査・研究成果を広く公開するため、特別展を年に1回、企画展を年に3回開催する。特別展では、宇治をはじめ京都を走る電車が次々と開通し、観光の時代の幕開けとなった約100年前の状況を紹介。

企画展では、当館が開館以来収集してきた錦絵、竣工55周年を迎えた天ヶ瀬ダム、そして小学3年生の授業内容に対応した「ちょっと昔」をテーマに開催する。

講演会では「特別展記念講演会」や「歴史講座」「古文書講習会」などを実施する他、昨年引き続き、他の生涯学習施設等と連携した事業を実施する。

また、当館が所蔵する歴史資料を活用した、小学校での出前授業、特別展や企画展、写真展、なつかしの街角。思い出の一枚などで使用したパネルを活用した出前展示も、随時実施していく。

(5) 平成30年度情報公開の状況について

平成30年度の教育委員会への情報公開請求は、部分公開が(不存在含む)10件、全部公開が9件の計19件だった。

[質 疑]

[委 員] 不服申し立てはあったのか。

[事務局] 1件ある。情報公開119番「学力診断テストの結果について」であるが、具体的な申し立て内容までは把握できていない。

(6) 陳情について

陳情の要旨については、市内の小中学校に文部科学省から配付されている「放射線副読本」について、新年度よりの配付を中止してほしいとの内容。

委員に副読本を配付し、陳情の要旨・趣旨を事務局より一読した。

(7) 宇治市教育委員会後援事業について

公益財団法人日本フィルハーモニー交響楽団主催の「ローム・クラシック・スペシャル日本フィル夏休みコンサート2019」他26件の計27件の事業について後援した。

○日程第4 報告第4号 専決事項の報告について

[説 明] 本件については、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

専決第3号「宇治市教育委員会職員の任免について」は、宇治市教育委員

会事務委任等に関する規則第4条第1項第2号の規定により、定期人事異動に伴い、宇治市教育委員会職員の管理職以外の任免について、専決処分を行った。

専決第4号「宇治市少年補導委員の委嘱について」は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定に基づき、専決処分を行った。

少年補導委員の職務としては、青少年の非行防止を目的に、日々補導活動・社会環境浄化活動の推進を図っている。

今回は、5月1日付の専決処分にて5名を追加で委嘱した。これにより、少年補導委員の人数は、男性57名、女性58名の計115名となった。

[質 疑] なし

[討 論] なし

○日程第5 報告第5号 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程の報告について

[説 明] 報告第5号「行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程の報告について」は、平成31年度の行政組織の変更に伴い、宇治市立小中学校教材審議委員会規程、宇治市教育委員会事務決裁規程、及びセンター長等の掌理する事務を定める規程について所要の改正を行ったものである。

宇治市立小中学校教材審議委員会規程については、審議委員会の庶務担当課について「教育部学校教育課」を「教育部教育支援センター学校教育課」に変更するものである。

宇治市教育委員会事務決裁規程については、用地取得及び財産管理に関するもののうち、学校に係るものの合議先職務について「学校教育課長」を「学校管理課長」に変更するものである。

個別決裁事項に規定する課名について「学校教育課」を「学校管理課」に、「一貫教育課」を「学校教育課」に変更し、事務事業の移管に伴い、「学事係に関する規程」を「学校教育課に関する事項」とするものである。

センター長等の掌理する事務を定める規程については、宇治市教育委員会事務局事務文掌規則で規定されている「参事」を削除するものである。また、別表で規定する掌理事務のうち「参事」と、その掌理事務を削除し、担当者名について「教育支援センター一貫教育課総括指導主事」を、「教育支援センター学校教育課総括指導主事」に変更し、その掌理事務を小中一貫教育の推進及び教育振興並びに学校教育活動に係る専門的事項に関することに変更するものである。このほか、併せてその他字句の整理等を図る。

[質 疑] なし

[討 論] なし

○**閉会宣言** 教育長が4月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後6時30分)